



宮 崎 県 公 報

平成19年3月19日(月曜日) 第 1863 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮崎市旭1丁目6番25号
小柳印刷株式会社

発 行 定 日 毎週月・木曜日
購読料(送料共) 1年 36,000円

目 次

規 則

○証明手数料徴収規則の一部を改正する規則…………… (財政課) 1

告 示

○身体障害者福祉法に基づく医師の指定…………… (障害福祉課) 2

○民有林の保安林の指定…………… (自然環境課) 2

○牛、馬、豚、鶏及びみつばちの監視伝染病の発生予防のための検査の実施…………… (畜産課) 2

公 告

○宮崎県土地利用基本計画の変更の公表…………… (地域振興課) 3

○土地改良区の役員の就退任の届出…………… (農村整備課) 4

○県営土地改良事業に係る換地処分(3件)…………… (") 4

○市町村営土地改良事業の施行協議の適当の決定(") 4

○知事が行う都市計画事業の施行の公告…………… (都市計画課) 5

公安委員会規則

○宮崎県警察職員の定員の配分に関する規則の一部を改正する規則…………… 5

選挙管理委員会告示

○選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数…………… 5

○選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数…………… 5

○選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数…………… 5

○選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数…………… 6

○個人演説会、政党演説会又は政党等演説会に使用できる施設として市町村選挙管理委員会が指定した施設の一部改正…………… 6

収用委員会告示

○収用の裁決手続の開始決定(2件)…………… 7

規 則

証明手数料徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十九年三月十九日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県規則第十三号

証明手数料徴収規則の一部を改正する規則

証明手数料徴収規則(昭和三十三年宮崎県規則第二十六号)の一部を次のように改正する。

別表五の項中

4	宅地建物取引業法第十二 条の二第一項の宅地建物取引 主任者証の交付を受けている 者であることの証明	同	四百円
5	介護保険法施行令(平成十 五年政令第四百十三号)第三十 五条の二第一項の介護支援専 門員名簿に登録されている介 護支援専門員であることの証 明	同	四百円

を

4	宅地建物取引業法第十二 条の二第一項の宅地建物取引 主任者証の交付を受けている 者であることの証明	同	四百円
---	--	---	-----

に改める。

別表七の項を次のように改める。

七	その他の証 明	1	建築基準法(昭和二十五年 法律第百二十五号)第六十二条 一項の規定による建築主事の確 認を受けたことの証明	同	四百円
		2	建築基準法第七十条五項の 規定による建築主事等が検査 済証を交付したことの証明	同	四百円
		3	建築基準法第七十条の二第五 項の規定により建築主事等が 中間検査済証を交付したこ との証明	同	四百円
		4	文書の受理に関する証明	同	四百円
		5	県から補助金の交付を受け ている事業であることの証明	同	四百円
		6	医療機関その他の施設の整備 拡充に際する経費について独 立行政法人福祉医療機構から 融資を受ける場合における知 事の証明	同	四百円
		7	環境衛生団体の営業委員会 又は 団体がその施設の整備改善に 要する経費について金融機関 から融資を受ける場合におけ る知事の証明	同	四百円
		8	業事法(昭和二十五年法律 第百四十五号)第二十八条第 一項の規定に基づく養護施設 等に併設したことの証明及び	同	四百円

同法第三十九条の第三項の 規定による届出を受理したこ の証明	同	四日市
9 都市計画法(昭和四十三年 法律第百号)第二十九条第一 項若しくは第二項、第三十五 条の二第二項、第四十一条第 二項、第四十二条、第四十三 条第一項又は第五十三条第一 項の規定に適合していること の証明	同	四日市
10 家畜伝染病予防法(昭和二 十六年法律第百六十六号)第 四十五条の規定に基づく届出 検査申請に必要な同法第二条 に規定する家畜伝染病が発生 していないことの証明	同	四日市
11 輸出する食品が衛生的に製 造、加工、処理又は保管され た食品であることの証明	同	四日市

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

告 示

宮崎県告示第 258号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第 283号)第15条第1項の規定により、身体障害者手帳の交付申請に要する診断書を作成する医師を次のとおり指定した。

平成19年3月19日

宮崎県知事 東国原 英 夫

医師の氏名	従事する医療機関		診療科目	指定年月日
	名称	所在地		
猪 須 隆 典	日之影町国民健康保険病院	日之影町	外科	平成19年3月1日
井 藤 健	井藤耳鼻咽喉科	日南市	耳鼻咽喉科	〃

小 柳 左 門	独立行政法人国立病院機構都城病院	都城市	内科	平成19年3月1日
藤 浦 芳 丈	医療法人芳潤会藤浦循環器科内科クリニック	日南市	内科 循環器科	〃

宮崎県告示第 259号

森林法(昭和26年法律第 249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成19年3月19日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 民有林の保安林の所在場所 東臼杵郡美郷町西郷区山三ヶ字中山1978、1981-1、1981-5から1981-8まで、1981-10、1999、2003-1、2003-3、2018-1、2018-3、2020-1、2040-1、2040-5、2040-8、2040-10、2047-2、2047-3、2053-2、2061、2080-1、2080-3、2084-1、2089-1、2089-3、2089-5、2089-7、2089-9、2089-10、2094-4、2095-2、2095-3、2098-1、2098-4、2105、2106-1、2106-3、2110

- 2 指定の目的 水源のかん養

- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 260号

牛、馬、豚、鶏及びみつばちの監視伝染病の発生を予防するための検査を次のとおり実施するので、家畜伝染病予防法(昭和26年法律第 166号)第5条第1項の規定により、検査の対象となる牛、馬、豚、鶏及びみつばちの所有者に対し当該検査を受けることを命ずる。

平成19年3月19日

宮崎県知事 東国原 英 夫

家畜の種類	監視伝染病の種類	家畜の範囲	検査の方法	実施する区域	実施の期日
牛	ブルセラ病	1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育する雌牛 2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛 3 前2号の牛と同一施設内で飼育している牛 4 実施区域内で飼育されている牛	ブルセラ急速凝集反応	県内一円	平成19年4月2日から平成20年3月31日まで

		で、家畜保健衛生所が検査牛として選定した牛		
	結核病	1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育する雌牛 2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛 3 前2号の牛と同一施設内で飼育している牛 4 実施区域内で飼育されている牛で、家畜保健衛生所が検査牛として選定した牛	ツベルクリン皮内反応	
	ヨーネ病	実施区域内で飼育されている牛で、家畜保健衛生所が検査牛として選定した牛	一般臨床検査及び抗体検査又は細菌検査	
	ブルータング	実施区域内で飼育されている牛で、家畜保健衛生所が検査牛として選定した牛	一般臨床検査及び抗体検査	
	アカバネ病			
	チュウザン病			
	牛白血病			
	アイノウイルス感染症			
	イバラキ病			
	牛流行病			
	牛海綿状脳症	月齢又は推定月齢が満24月以上で、家畜保健衛生所が検査牛として選定した死亡牛	エライザ検査	
馬	馬伝染性貧血	実施区域内で飼育されている馬で、家畜保健衛生所が検査馬として選定した馬	一般臨床検査及び寒天ゲル内沈降反応検査	
	馬バラチフス		一般臨床検査及び抗体検査又は細菌検査	
	馬伝染性子宮炎		一般臨床検査及び細菌検査	
豚	オーエスキー病	実施区域内で飼育されている豚で、家畜保健衛生所が検査豚として選定した豚	一般臨床検査及び抗体検査	
	伝染性胃腸炎			
	豚繁殖・呼吸障害症候群			
	豚流行性下痢			
	豚コレラ			
鶏	ニューカッスル病	実施区域内で飼育されている鶏で、家畜保健衛生所が検査鶏として選定した鶏	一般臨床検査及び抗体検査	
	家きんサルモネラ感染症			
	鶏マイコプラズマ病			
	高原病性鳥インフルエンザ			
みつばち	腐蛆病	実施区域内で飼育されているみつばちで、家畜保健衛生所が検査みつばちとして選定したみつばち	一般臨床検査及び細菌検査	

公 告

宮崎県土地利用基本計画（昭和56年宮崎県告示第746号）を平成19年3月7日変更したので、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条第14項において準用する同条第13項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

なお、変更に係る土地利用基本計画図は、宮崎県地域生活部地域振興課並びに関係市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。

平成19年3月19日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 変更の理由 計画図

- (1) 農業地域として総合的に農業の振興を図る必要がある地域が生じたため、農業地域を変更する。
- (2) 森林地域として林業の振興又は森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がなくなった地域が生じたため、森林地域を変更する。

2 5地域区分の変更の概要（面積は、計画図により計測したもの）

(1)総括表 (単位：ヘクタール)

区 分	変更前の面積	変 更 面 積			変更後の面積
		増	減	差 引	
都市地域	88,734	－	－	－	88,734
農業地域	306,334	4	－	4	306,338
森林地域	591,977	－	10	△10	591,967
自然公園地 域	95,842	－	－	－	95,842
自然保全 地 域	192	－	－	－	192
計	1,083,079	4	10	△ 6	1,083,073
白地地域	6,640	4	－	4	6,644

(2) 変更内容の地域区分別概要 (単位：ヘクタール)

変更に係る 5 地域の名称	関係市町村名	変 更 面 積		
		増	減	差 引
農 業 地 域	都 城 市	4	－	4
森 林 地 域	宮 崎 市	－	6	△ 6
	串間市・南郷町	－	4	△ 4

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、山之口土地改良区（都城市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成19年 3 月19日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事 長	北 園 紘 美	都城市山之口町富吉3943
副理事長	川 内 辰 雄	都城市山之口町花木 781－ 4
会計理事	中 園 軍 二	都城市山之口町富吉4033
理 事	迫 園 正 男	都城市山之口町花木2054
理 事	田 上 義 行	都城市山之口町富吉2389
理 事	蔵 屋 悟	都城市山之口町花木2038－ 5
理 事	連 城 守	都城市山之口町花木1648

総括監事	蔵 屋 信 雄	都城市山之口町花木2039－ 5
監 事	蔵 屋 米 昭	都城市山之口町花木1595
監 事	北 園 敏 夫	都城市山之口町富吉3981－ 1

(任期：平成23年 1 月10日まで)

2 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事 長	北 園 紘 美	都城市山之口町富吉3943
副理事長	川 内 辰 雄	都城市山之口町花木 781－ 4
会計理事	中 園 軍 二	都城市山之口町富吉4033
理 事	中 園 克 己	都城市山之口町花木1339
理 事	迫 園 正 男	都城市山之口町花木2054
理 事	蔵 屋 悟	都城市山之口町花木2038－ 5
理 事	田 上 義 行	都城市山之口町富吉2389
総括監事	蔵 屋 信 雄	都城市山之口町花木2039－ 5
監 事	蔵 屋 米 昭	都城市山之口町花木1595
監 事	北 園 敏 夫	都城市山之口町富吉3981－ 1

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第89条の 2 第 9 項の規定により、横市地区表・母智丘谷換地区県営土地改良事業（都城市、県営経営体育成基盤整備事業）に係る換地処分をした。

平成19年 3 月19日

宮崎県知事 東国原 英 夫

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第89条の 2 第 9 項の規定により、内山地区県営土地改良事業（宮崎市、県営経営体育成基盤整備事業）に係る換地処分をした。

平成19年 3 月19日

宮崎県知事 東国原 英 夫

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第89条の 2 第 9 項の規定により、高崎地区木下換地区県営土地改良事業（都城市、県営中山間地域総合整備事業）に係る換地処分をした。

平成19年 3 月19日

宮崎県知事 東国原 英 夫

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第96条の 2 第 5 項において準用する同法第 8 条第 1 項の規定により、高千穂町が行う土地改良事業（烏岳・有富地区、元気な地域づくり交付金）の施行協議を適

当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成19年3月19日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 縦覧に供する書類
決定に係る土地改良事業計画書写し
- 2 縦覧期間
平成19年3月19日から平成19年4月17日まで
- 3 縦覧場所
高千穂町役場

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第59条第 2 項の規定による次の都市計画事業の認可を受けたので、同法第66条の規定により、公告する。

平成19年3月19日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 都市計画事業の種類及び名称
宮崎広域都市計画道路事業 3・4・60号 木花通線
- 2 施行者の名称
宮崎県
- 3 事務所の所在地及び名称
宮崎市橋通東1の9の10 宮崎県宮崎土木事務所
- 4 事業地
収用の部分
宮崎県宮崎市大字熊野字正蓮寺地内

公安委員会規則

宮崎県警察職員の定員の配分に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月十九日

宮崎県公安委員会委員長 佐々木 文 雄

宮崎県公安委員会規則第四号

宮崎県警察職員の定員の配分に関する規則の一部を改正する規則

宮崎県警察職員の定員の配分に関する規則（昭和二十七年宮崎県公安委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表中「事務職員」を「事務職員」に、「技術職員」を「技術職員」に、「その他の職員」を「その他職員」に改める。

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第17号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第 1 項及び第75条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の 1 の数並びに同法第76条第 1 項、第81条第 1 項及び第86条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第 162号）第 8 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 （その総数が40万を超える場合にあつては、その超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と40万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数）の数は、平成19年3月2日現在次のとおりである。

平成19年3月19日

宮崎県選挙管理委員会委員長 若 友 慶 二

選挙権を有する者の総数の50分の 1 の数	18,828人
選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 （その総数が40万を超える場合にあつては、その超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と40万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数）の数	223,566人

宮崎県選挙管理委員会告示第18号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 （その総数が40万を超える場合にあつては、その超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と40万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数）の数は、平成19年3月2日現在次のとおりである。

平成19年3月19日

宮崎県選挙管理委員会委員長 若 友 慶 二

宮崎市（宮崎市田野町、宮崎市佐土原町、宮崎市高岡町の区域を除く。）選挙区	83,014人
都城市（都城市山之口町、都城市高城町、都城市山田町、都城市高崎町の区域を除く。）選挙区	35,711人
延岡市（延岡市北方町、延岡市北浦町の区域を除く。）選挙区	32,972人
日南市（南那珂郡南郷町及び北郷町の区域を含む。）選挙区	16,946人
小林市（小林市須木の区域を除く。）選挙区	10,701人
日向市（日向市東郷町の区域を除く。）選挙区	15,843人
串間市選挙区	6,268人
西都市（児湯郡西米良村の区域を含む。）選挙区	9,836人
えびの市選挙区	6,550人
宮崎郡（宮崎市田野町、宮崎市佐土原町の区域を含む。）選挙区	19,618人
北諸県郡（都城市山之口町、都城市高城町、都城市山田町、都城市高崎町の区域を含む。）選挙区	17,139人
西諸県郡（小林市須木の区域を含む。）選挙区	6,154人
東諸県郡（宮崎市高岡町の区域を含む。）選挙区	11,483人
児湯郡（西米良村の区域を除く。）選挙区	20,533人
東臼杵郡（延岡市北方町、延岡市北浦町、日向市東郷町の区域を含む。）選挙区	14,163人
西臼杵郡選挙区	6,870人

宮崎県選挙管理委員会告示第19号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第 1 項及び第75条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の 1 の数並びに同法第76条第 1 項、第81条第 1 項及び第86条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第 162号）第 8 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 （その総数が40万を超える場合にあつては、その超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と40万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数）の数は、平成19年3月5日現在次のとおりである。

平成19年3月19日

宮崎県選挙管理委員会委員長 若 友 慶 二

選挙権を有する者の総数の50分の 1 の数	18,828人
選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 （その総数が40万を超える場合にあつては、その超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と40万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数）の数	223,566人

宮崎県選挙管理委員会告示第20号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1（その総数が40万を超える場合にあつては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）の数は、平成19年3月5日現在次のとおりである。

平成19年3月19日

宮崎県選挙管理委員会委員長 若 友 慶 二

西諸県郡（小林市須木の区域を含む。）選挙区 6,153人

宮崎県選挙管理委員会告示第21号

個人演説会、政党演説会又は政党等演説会に使用できる施設として市町村選挙管理委員会が指定した施設（平成18年宮崎県選挙管理委員会告示第65号）の一部を次のように改正する。

平成19年3月19日

宮崎県選挙管理委員会委員長 若 友 慶 二

市町村の選挙管理委員会が指定した個人演説会等公営施設一覧中「（平成18年12月31日現在）」を「（平成19年3月2日現在）」に
「
宮崎市田野公民館 | “ 田野町2818番地 | 500 |
」

を
「
宮崎市田野文化会館 | “ 田野町2818番地 | 500 |
」

に改め、
「
都城市山之口勤労福祉センター | “ 山之口町花木1934番地1 | 200 |
」

、
「
都城市山之口健康増進センター | “ 山之口町富吉3491番地 | 200 |
」

、
「
都城市上富吉地区体育館 | “ 山之口町富吉1572番地7 | 200 |
」

、
「
都城市高城体育館 | “ 高城町穂満坊46番地2 | 1,400 |
」

、
「
都城市高城勤労者体育センター | “ 高城町石山1109番地3 | 900 |
」

及び
「
都城市山田総合センター | “ 山田町山田3881番地7 | 300 |
」

を削り、
「
下広原公民館 | “ 大字広原3595-2 | 100 |
」

を
「
下広原公民館 | “ 大字広原3595番地2 | 100 |
」

に、
「
下後川内多目的集会施設 | “ 大字後川内4203番地の1 | 130 |
」

を
「
下後川内多目的集会施設 | “ 大字後川内4203番地1 | 130 |
」

に、
「
花堂むらおこしセンター | “ 大字蒲牟田 563-6 | 100 |
」

を
「
花堂むらおこしセンター | “ 大字蒲牟田 563番地6 | 100 |
」

に、
「
湯之元集落センター | “ 大字蒲牟田4901-2番地 | 80 |
」

を
「
湯之元集落センター | “ 大字蒲牟田4901番地2 | 80 |
」

に、
「
川平多目的研修集会施設 | “ 大字後川内5623-3番地 | 40 |
」

を
「
川平多目的研修集会施設 | “ 大字後川内5623番地3 | 40 |
」

に、
「
向上児童館 | “ 大字不土野1009番地ノ二 | 100 |
」

を
「
向山児童館 | “ 大字不土野1009番地ノ2 | 100 |
」

宮 崎 県 公 報

に改め、

「

尾前集会センター	〃	大字不土野 142番地 2	70
----------	---	---------------	----

及び

「

大河内生活改善センター	〃	大字大河内1012番地96	100
-------------	---	---------------	-----

を削り、

「

尾八重集落センター	〃	大字下福良2226	50
-----------	---	-----------	----

の次に

「

本郷地区集会所	〃	大字大河内 918- 1	70
---------	---	--------------	----

を加える。